

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	京葉都市サービス株式会社	県所管課	事業管理課
代表者	山村 和夫	電 話	043-296-8736
所在地	千葉県美浜区真砂4丁目1番2号		
電 話	043-277-4111		
設立年月日	昭和47年11月24日		
ホームページ アドレス	—		
事業内容	熱供給事業(千葉海浜ニュータウン検見川地区における冷暖房・給湯用熱の供給・販売)並びにこれらに関する事業		

1 出資等の状況(H20.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	1,000,000
------------	-----------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	350,000	35.0%	2	
三井物産株	500,000	50.0%	1	
東京瓦斯株	100,000	10.0%	3	
(財)千葉県まちづくり公社	50,000	5.0%	4	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H20.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体	県	
		市町村	
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

3 財務状況 ※

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総資産	1,323,942	1,242,418	1,392,078
負債	1,006,706	827,167	946,374
資本	317,236	415,251	445,704
累積損益	-1,152,764	-1,054,749	-1,024,296

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総収入 (＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	654,996	641,054	553,884
経常損益	78,777	127,247	44,052
当期損益	1,160,219	98,015	30,453
減価償却前当期損益	-1,077,152	98,079	34,499

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
借入金残高	899,600	741,400	877,100
うち県からの借入金残高		0	0
うち県以外からの借入金残高	899,600	741,400	877,100
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

※公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉 資本⇒正味財産の部合計

累積損益⇒基本金等を除く正味財産額

〈損益計算書〉 損益計算書⇒収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)⇒総収入(＝当期収入合計－借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益⇒当期正味財産増減額－(特別損益項目の資産の増減＋特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益⇒当期正味財産増減額

減価償却前当期損益⇒当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(1) 委託料・補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	17年度	18年度	19年度
委託料	空調設備及びサブ・ステーション保守点検業務	1,670	1,670	1,670
補助金・交付金・負担金				
合計		1,670	1,670	1,670

(2) その他

利子補給				
税の減免額				
出資金				
貸付金				
上記以外のもの				
合計				

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1) 役職員数

(単位:人)

項目	17年度	18年度	19年度
常勤役員数	4	3	3
うち県退職者	1	0	0
うち県派遣職員	0	0	0
常勤職員数	15	15	12
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	0	0	0

(2) 役職員の平均年収等の状況

項目	18年度	19年度
役員数(県派遣又は県OB)	3.25人(0人)	3人(0人)
役員平均年齢	60歳	61歳
平均年収(千円)	10,933 千円	12,970 千円
職員数(県派遣又は県OB)	14人(0人)	12人(0人)
職員平均年齢	45.8歳	46.3歳
平均年収(千円)	6,553千円	6,750千円

- ① 対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)
- ② 役職員数は実人員を記入してください。
- ③ 平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出してください。

※実人員の考え方

- ・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人
- ・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

7 見直し方針の取組状況

見直し方針	民営化
見直しの概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 県が保有する株式を譲渡する 2 県OB及び県職員を派遣しない
取組状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 新システム移行期であり、当面は株式を保有するが、円滑かつ速やかな移行と、移行後に完全民営化を働きかけることとし、当該移行が円滑に行われていくかを確認した。 2 会社の経営情報の収集等のため、県職員の非常勤役員への就任については、新システムの移行が円滑に行われるまでは継続することとした。 3 県OBの役職員への就任は廃止した。(平成17年度実施)
その他(特記事項等)	

※平成18年10月12日に千葉県行政改革推進本部で見直しを決定した27団体以外の団体については、平成14年に決定した方針とその取組状況を記載ください。